

伊勢崎市行政改革推進及び行政評価
市民委員会

行政評価

評価実施要領

〈事後評価編〉

令和6年10月

伊勢崎市行政改革推進及び行政評価 市民委員会

外部《市民》評価の概要

1. 市民評価の意義

本市は、自治体経営改善手法の1つとして「行政評価」を導入し、H19年度から「事務事業＜事後＞評価」を、H20年度から「事務事業＜事前＞評価」を実施しています。こうした中、行政評価の実施プロセスにおいて、客観的な視点を取り入れることが、透明性の確保と説明責任を果たす意味での重要なポイントとなることから、平成21年度から市民による外部評価を実施しております。

2. 行政改革推進及び行政評価市民委員会（以下「市民委員会」）の所掌事務

◆市が実施する行政評価について、市民の視点から検証を行うこと。

- ・前年度に実施した事務事業を検証する＜事務事業事後評価＞について、主管課が行う事業説明等に基づき、事業の必要性や重要度を検証していきます。

◆その他行政評価に係る必要な事項に関すること。

- ・本市の行政評価の推進に関する意見等を聴取します。

3. 市民評価のタイミング

事業実施 → 1次評価（所管課長） → 2次評価（所管部長）

→ 市民委員会で審議する事業の選定（行政評価委員会）

→ 市民委員会評価 → 市長へ報告

主管課が作成した対象事業の評価シート＜2次評価終了後＞を基礎資料として、市行政評価委員会において市民委員会で審議する事業の選定を行います。

市民委員会は、市民の視点に立った客観的な評価を行います。

外部《市民》評価の実施

1. 主管課の事業説明

主管課は、市民委員会において、評価シートに沿って事業の概要及び1次評価及び2次評価結果等の説明を行います。1事業につき、事業説明を7分程度、質疑応答を10分程度とします。

2. 市民委員会の評価

市民委員会では、所管課の1次評価、所管部長の2次評価及び委員会での事業説明を参考に、総合的な見地から以下のとおり事業の方向性を示します。

◇評価の視点

評価シートを使い、以下の視点により評価を行います

- 1 妥当性 (1) 法令等の義務付け
(2) 市民ニーズ等への対応
- 2 有効性 (1) 実績(事業計画の進捗)
(2) 休止・廃止の影響
- 3 効率性 (1) 経費の削減(人件費含む)の削減
(2) 事業の効率性
- 4 公平性 (1) 受益の偏り
(2) 受益者負担

◇事業の方向性の決定

事業の方向性については、以下に記載した「継続」、「一部改善」、「大幅な改善」、「休止」、「廃止」、「終了」までの6段階により、方向性を示します。

継続：より効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続すべきである。

一部改善：今までの事業の方向性を変えずに、事務のやり方等の改善を検討します。

大幅な改善：大幅な事務改善、事業の方向性の見直しを行います。事業の統合等も検討します。

休止：事業は完了していないが、事業を休止すべきである。

廃止：事業の目標は達成していないが、事業を廃止すべきである。

終了：事業の目標は達成しているため、事業を終了すべきである。

3. 評価結果の活用

市民委員会の評価結果は、他の事業の評価結果とともに、市長へ報告されます。

4. 評価結果の公表

市民との情報の共有化を図るため、評価結果は、市ホームページ等により適切な時期に公表します。